

福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝、樹木等の病虫害防除、除草等を目的として使用される農薬について、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）に基づき、安全かつ適正な使用の確保を図るとともに、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号。以下「条例」という。）及びゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針（平成29年3月9日付け環水大土発第1703091号環境省水・大気環境局長通知。以下「指導指針」という。）に基づき、農薬による公共用水域の水質の汚濁を防止するため必要な事項を定め、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、法第2条第1項及び第2項に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場（ゴルフ競技の用に供するものであって、9ホール以上を有するもの。以下同じ。）を経営している者及び今後県内にゴルフ場を開設し経営しようとする者をいう。

(農薬の適正使用)

第3条 事業者は、農薬を使用するときには法第3条の規定により、農林水産大臣の登録を受けた農薬のうち、福島県の「農作物病虫害防除指針」を参考として選択するものとする。

また、農薬の使用に当たっては、法第16条に規定する登録に係る適用病虫害の範囲、使用方法及び使用上の注意事項等農薬表示事項を遵守するものとする。

2 事業者は、農薬を使用するときには毒性が低いものを選択するとともに、農薬の使用量・使用回数を必要最小限にとどめるものとする。

なお、排水溝の下流に上水道の取水施設、養魚施設等がある場合は、影響を及ぼす恐れのある農薬は使用しないものとする。

(農薬の購入)

第4条 事業者は、農薬を購入するときは、法第17条の規定により届出のある農薬販売者から購入しなければならない。

(農薬等の適正な保管・管理)

第5条 事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、貯蔵上の注意事項を遵守し、保管庫へ施錠するとともに、常に受け払い状況を把握する等農薬を適正に保管・管理するものとする。

2 事業所は、使い残した農薬、空容器等は他に危被害を及ぼさないよう

に処理するものとする。

(病虫害等防除の委託)

第6条 事業者は、病虫害等防除を他の者に実施させようとするときは、受託者に本要綱を遵守させなければならない。

(危被害の防止対策)

第7条 事業者は、農薬の使用に当たり、気象、地形等環境条件を考慮の上、人畜及びゴルフ場周辺環境に危被害を及ぼさないよう以下の防止対策を講ずるものとする。

- (1) 散布は、原則としてプレー時間中には行わない。
- (2) 風が強く周囲に農薬が飛散する恐れのある場合は散布しない。
- (3) 散布直後に降雨が予想され、農薬の流出が考えられる場合は散布しない。
- (4) 農薬散布に当たっては、散布従事者に防除衣等（マスク・手袋・めがね）を着用させ農薬が直接触れないようにする。
- (5) 合成ピレスロイド系殺虫剤等の蚕に対する毒性が長期にわたる農薬については県が別に定める「蚕に対する毒性の強い農薬の安全使用に関する指導方針」に基づく使用規制地域内では、使用しない。

2 事業者は、人畜及び周辺環境に異常が認められたときには、直ちに知事及び関係する市町村長に報告するとともに、その原因調査を実施し対策を講ずるものとする。

(水質の保全)

第8条 事業者は、農薬の使用に当たり、公共用水域の水質へ影響を及ぼさないよう十分な対策を講ずるものとする。

2 事業者は、常にゴルフ場からの排水の色相、臭気等に注意を払うとともに、調整池等に魚類を飼育し水質の監視を行うものとする。

3 事業者は、ゴルフ場で使用される農薬を対象として、次により排水等の水質について農薬成分の濃度の自主測定を行い、その結果を3年間保存するものとする。

(1) 採水を行う場所は、ゴルフ場から公共用水域へ流出する排水口とする。
ただし、排水がない場合は、農薬成分の影響を受け、かつ、降雨時などに排出する恐れのある調整池等とする。

(2) 測定は、農薬散布状況及び降雨状況を考慮し、排水中の農薬の濃度が高くなると見込まれる時期に年3回以上行うものとする。

(3) 分析する農薬成分の種類は、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤について採水時ごとに使用量の多いものをそれぞれ3種類以上選定するものとする。

(4) 分析は、計量法に基づく計量証明事業所又は公の機関で実施するものとする。

4 事業者は、前項の水質測定の結果、条例に基づく排水基準又は指導指針に基づく指針値を超えた場合は、直ちに知事に報告するとともに、農薬の種類、使用量、回数、散布時期等農薬の使用に関し必要な措置を講

ずるものとする。

(農薬使用管理責任者)

第9条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び適正な保管管理のために、
第14条の規定に基づく講習会を受講した者を「農薬使用管理責任者」として設置するものとする。

2 農薬使用管理責任者は、農薬の使用に係る作業日誌を作成するものとする。

(講習会等への参加)

第10条 事業者は、農薬使用管理責任者等を県及び関係団体が実施する農薬安全使用等講習会に、参加させるものとする。

(農薬の使用実績)

第11条 事業者は、毎年度農薬使用実績を記録し、最終記入日より3年間保存する。

(報告)

第12条 事業者は、第8条第3項の水質測定結果について、様式第1号により速やかに知事及び主たる事務所が所在する市町村長（以下「市町村長」という。）に報告するものとする。

2 事業者は、第9条第1項の農薬使用管理責任者を設置又は変更したときは、様式第2号により知事及び市町村長に報告するものとする。

- 3 事業者は、毎年4月末までに様式第3号により、前年度の農薬使用実績を知事及び市町村長に報告するものとする。

(立入検査等)

第13条 知事は、必要があると認めたときには、検査のために必要な場所に立ち入り、農薬の使用状況又は帳簿、書類、水質その他必要な事項について検査できるものとする。

- 2 知事は、前項の検査のほか必要があると認めたときには、事業者に対し農薬の使用等の報告を求めることができるものとする。
- 3 事業者は、知事が行う検査等に積極的に協力するものとする。

(講習会の開催)

第14条 県は、ゴルフ場のグリーンキーパー等の農薬の適正かつ安全な使用に関する資質向上を図るため、ゴルフ場農薬安全使用管理責任者講習会を開催するものとする。

(受講証の交付)

第15条 知事は、前条の規定により開催した講習会を受講した者に対して、様式第4号により受講証を交付する。

- 2 受講修了者は、受講証を亡失又は損傷した時は、様式第5号により受講証再交付申請書を知事に提出できる。なお、受講証の再交付は前項に準じる。

(氏名の公表等)

第 16 条 知事は、事業者が第 12 条の報告若しくは第 13 条の検査等を拒んだとき、事業者の氏名及びその内容について公表することができるものとする。

(国及び市町村との連携)

第 17 条 国と県並びに市町村は、農薬の安全かつ適正な使用の推進及び本要綱の円滑な運営を行うため、情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。

(そ の 他)

第 18 条 その他必要な事項は知事が別に定める。

附則 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 福島県ゴルフ場農薬安全使用指導指針（平成元年 2 月 22 日付け元農改第 73 号）は廃止する。

附則 この要綱は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 17 年 2 月 23 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年 10 月 16 日から施行する。